

# 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

## 認定支援機関等向けマニュアル・FAQ

平成25年7月10日改訂版

中小企業庁  
(独) 中小機構基盤整備機構  
(中小企業再生支援全国本部)

Ver.2

## 利用申請から支払決定までの流れ

### 1. 利用申請

中小企業・小規模事業者

認定支援機関  
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、経営改善計画策定支援を実施する認定支援機関と連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を、経営改善支援センターに提出する。

(良くあるご質問 (FAQ) Q1-5参照)

#### ここがポイント！

- ① 認定支援機関は、必要に応じて、他の認定支援機関と専門家チームを構成し、連名で申請することができます。
- ② 認定支援機関は、経営改善計画策定の主な部分を自らの業務として行うことを前提に、事業DD・財務DD・不動産鑑定業務等を外部委託することができます。(認定支援機関以外も可)

#### 事例紹介

金融機関は・・・

認定支援機関である主要金融機関（メイン行又は準メイン行）は、従来から連携を図っている中小企業診断士やコンサルティング会社に事業DDを外部委託し、財務DDと計画策定を自ら実施することとして、利用申請します。

税理士、公認会計士等は・・・

認定支援機関である税理士・公認会計士等は、従来から連携を図っている中小企業診断士やコンサルティング会社に事業DDを外部委託し、財務DDと計画策定を自ら実施することとして、利用申請します。

- 認定支援機関に主要金融機関が含まれない場合は、事業者または認定支援機関が、主要金融機関が経営改善計画策定支援について協力することの確認書面を取得し、支援センターに提出する。

#### ここがポイント！

確認書面は、申請時において、計画策定の結果、主要金融機関が金融支援を検討することについての意向を示したものであり、金融支援を確約する性質のものではありません。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターにおいて申請書の内容を確認する。
- 経営改善支援センター事業において費用負担することが適切と判断した場合は、その旨を代表認定支援機関に通知する。

## 利用申請から支払決定までの流れ

### 2. 計画策定支援・合意形成

認定支援機関  
(主要金融機関・外部専門家等)

- 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画書策定・合意形成に向けた支援を実施する。

#### ここがポイント！

- ① 既に策定した計画がある場合であっても、その計画と事業実績に乖離があり、計画の修正を行う場合についても本事業を活用することが可能です。
- ② 本事業において経営改善計画策定支援費用（モニタリング費用等含む 上限200万円）を負担するためには、金融機関による金融支援についての同意が必要です。

#### 事例紹介

金融機関との合意形成に向けた検討に際しては、次の3パターンが想定されます。

#### 1. バンクミーティングの開催等

バンクミーティングを開催するなどして、事業者が計画について説明を行い、認定支援機関は円滑な説明ができるよう支援します。

#### 2. 各県信用保証協会等の「経営サポート会議」の活用

各県の信用保証協会等が事務局を務める経営サポート会議において、事業者が計画について説明を行い、認定支援機関は円滑な説明ができるよう支援します。なお、経営サポート会議の活用には、各県信用保証協会等にお問い合わせください。

#### 3. 中小企業再生支援協議会への案件引継ぎ

計画の修正を行うなどして、金融調整を凶ってもなお金融機関からの同意を得ることが困難なことが想定される事案等については、中小企業再生支援協議会に相談の上、中小企業再生支援協議会が案件を引き継いで計画策定支援をすることができる場合があります。

## 利用申請から支払決定までの流れ

### 3. 支払申請及び支払決定

中小企業・小規模事業者

認定支援機関  
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、計画について金融機関との合意成立後、認定支援機関と連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出する。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターでは、経営改善計画及び支払申請書の内容を確認する。
- 経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用（モニタリング費用等含む）の3分の2（200万円）を上限として支出する。

### 4. モニタリング

中小企業・小規模事業者

認定支援機関  
(主要金融機関・外部専門家等)

- 認定支援機関は、経営改善計画の記載に基づき、中小企業・小規模事業者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し報告するとともに、「モニタリング費用支払申請書」を提出する。  
なお、モニタリングは、認定支援機関が自ら実施するものとし、外部委託することはできないものとする。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターでは、モニタリング報告書及び支払申請書の内容を確認する。
- 経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、モニタリング費用（計画策定費用等を含む）の3分の2（200万円）を上限として支出する。

## よくあるご質問(FAQ)

### 費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額の目安

支援センター事業における費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額については以下のとおりとなります。

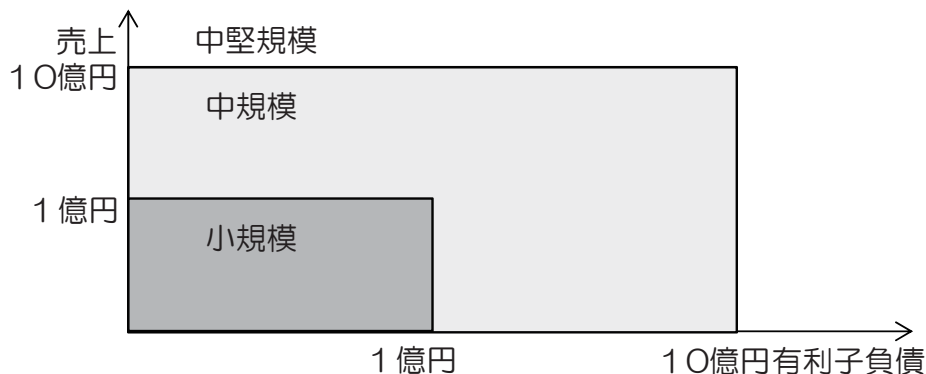
費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額(消費税を含む)は、原則として以下のとおりとしています。

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額 (モニタリングを含む)
小規模	売上1億円未満かつ 有利子負債1億円未満	100万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中規模	売上10億円未満かつ 有利子負債10億円未満 (小規模を除く)	200万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中堅規模	売上10億円以上または 有利子負債10億円以上	300万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)

※平成25年7月10日以降、経営改善支援センターから受理通知を発行する申請案件が対象

また、例外として、小規模、中規模の事業者については、費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額が上記表に示した金額を超える場合(例えば、債権放棄案件に係る費用)は、利用申請書(「8. その他」の欄)にその旨と理由を記載して下さい。

### 中小企業区分の考え方



### ＜経営改善計画策定支援事業に係る留意事項＞ 平成25年7月10日 中小企業庁事業環境部金融課

「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」のよくあるご質問(FAQ)、Q1-2において、「経営改善計画策定支援及びモニタリングに係る費用は、事業者の事業規模等を勘案して、適切な金額となるようご検討ください。」と記載しています。

この記載の趣旨は、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」においては借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者を支援対象としていることから、事業者の早期の自立を促していくためにも、本事業により中小企業・小規模事業者の過度な費用負担が生じることを避ける必要があるというものです。これまでは、金額の適切性を個別に判断しておりましたが、この趣旨に沿った中小企業・小規模事業者の支援の実現及び事務処理の迅速化の観点から、企業規模等に応じた本事業の費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額に関する原則的な考え方を下記表のとおり整理しました。

なお、認定支援機関による計画策定後のモニタリング業務については、事業者の事業規模等に応じた適切な頻度、金額とすることに加え、計画の進捗状況についての報告先(計画に同意した金融機関)との関係が必要となる範囲内で実施するということが、本事業における基本的な考え方となっておりますので、この点にもご留意下さい。

## よくあるご質問(FAQ)

### 事業者からのご質問

#### Q1-1【支援内容】

この制度において支援の対象となる費用はどうなっているのでしょうか？

A. 認定支援機関による経営改善計画策定支援に係る費用（計画の策定費用、事業DD費用、財務DD費用、モニタリング費用、金融調整サポート費用）の2/3(ただし上限200万円)までの支援を受けることが可能です。

#### Q1-2【計画策定支援費用等】

計画策定支援費用（モニタリング費用等を含む）は、必ず、前頁に示した総額の見込（100万円、200万円、300万円）の上限額となるように申請する必要がありますか？

A. 必ずしも、前項に示した総額の見込（100万円、200万円、300万円）の上限額となるように経営改善計画策定支援費用（モニタリング費用等を含む）がかかるものとして申請する必要はありません。

経営改善計画策定支援及びモニタリングに係る費用は、事業者の事業規模等を勘案して、適切な金額となるようご検討ください。したがって、数十万円程度の費用となる場合もあります。

#### Q1-3【支援対象事業者】

支援を受けるための条件はあるのでしょうか？

A. この制度により支援対象となる事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者で、事業再生・経営改善を図るために、認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、債権者間調整を行った結果として、金融機関が金融支援（リスケ等）に応じることや新規融資（Q3-3参照）を受けるために経営改善計画を策定支援する事業者になります。

また、個人事業主は支援対象ですが、医療法人、社会福祉法人、LLP（有限責任事業組合）は、この制度による支援の対象外です。

## よくあるご質問(FAQ)

### Q1-4【経営改善計画の内容】

経営改善計画とはどのようなものなのでしょうか？

A. 以下のような内容を原則として含むものとなります。

- ・ビジネスモデル俯瞰図
- ・グループ相関図
- ・資金繰実績表
- ・経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期
- ・実施計画（アクションプラン）及びモニタリング計画（原則3年程度）
- ・資産保全表
- ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の計数計画（金融支援（条件変更、新規融資等）含む）
- ・その他必要とする書類

### Q1-5【利用申請に伴う必要書類について】

この制度を利用するためには、どのような書類を準備すればよいのでしょうか？

A. 下記のような書類が必要になります。

#### 記入書類

経営改善支援センター事業利用申請書	別紙1（注）
申請者の概要	別紙1-1（注）
自己記入チェックリスト	別紙1-2（注）
業務別見積明細	別紙1-3（注）

#### 添付書類

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	原本
認定支援機関であることを証する認定通知書	写し
認定支援機関ごとの見積書及び単価表	自由書式
申請者の直近3年分の申告書	写し
計画策定支援に係る工程表（ガントチャート）	自由書式
主要金融機関の確認書面	自由書式（原本）

（注）各種別紙については、中小企業庁のHPを参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/030521KaizenKeikaku5.zip>

## よくあるご質問(FAQ)

### Q1-6【金融機関調整の実施者】

この制度では金融機関調整は誰が行うのでしょうか？

A. 原則として、金融機関調整は、事業者が認定支援機関の支援を受けて行うこととされており、バンクミーティングでの金融機関合意に向けた支援を実施するのは認定支援機関です。

なお、金融機関調整は、あくまでも事業者が行う必要があります。認定支援機関は、支援にあたっては、非弁行為とならないよう注意する必要があります。事業者による調整ができない場合には、必要に応じて弁護士を連名として申請するか、中小企業再生支援協議会へご相談ください。



## よくあるご質問(FAQ)

### 認定支援機関からのご質問

#### Q2-1【計画策定支援に伴う具体的な業務】

計画策定支援とは具体的にはどのような業務を行えばよいのでしょうか？

A. 経営改善計画はQ1-4のような内容を含むとされており、これらの策定に必要な業務、たとえば計数計画について全体が整合するように策定するための支援を行うことなどを含むものとします。

#### Q2-2【金融調整サポート業務】

金融調整サポートとは具体的にどのような業務を行えばよいのでしょうか？

A. 原則として、事業者がバンクミーティングでの金融機関合意に向けた金融機関調整を行うこととされていますが、この際に金融機関からの質問に対応した資料を作成するなどの支援を実施することが想定されます。なお、支払対象となる金融調整サポート費用には、計画案を提示し、債権者間調整を行う場合、又は調整の補足説明等の支援を行う場合の費用が含まれますが、利用申請のための準備業務（主要金融機関（Q3-5参照）から金融支援を検討することについての確認を得る業務等）に係る費用は含まれません。また、弁護士以外が関与する場合には、非弁行為にならないよう注意が必要です。

#### Q2-3【モニタリング業務】

モニタリングとは具体的にはどのような業務を行えばよいのでしょうか？

A. 策定した経営改善計画が計画どおりに進捗し経営改善が図られているかどうか、あらかじめ定められた期限ごとに定期的に、事業者が金融機関等に報告する事前準備等を行います。

## よくあるご質問(FAQ)

### Q2-4 【顧問先への関与】

税理士として関与している顧問先について認定支援機関として支援することは可能でしょうか？

A. 顧問税理士等も、認定支援機関として経営改善支援センター事業（以下、支援センター事業という）に関与することができます。ただし、税務顧問契約による委託業務の範囲内で行う業務は含まれませんので、別途、経営改善計画策定支援に係る業務委託契約を締結し、支払申請にあたって、当該契約書の提出が必要です。

### Q2-5 【認定支援機関同士の連携】

認定支援機関が他の認定支援機関と共同で支援することは可能でしょうか？

A. 可能です。

### Q2-6 【業務の一部外部委託】

認定支援機関が行う業務の一部を外部に再委託することは可能でしょうか？

A. 可能です。認定支援機関が経営改善計画策定の主な部分を自らの業務として行うことを前提に、不動産鑑定業務のほか、計画策定に資する基礎情報を把握するために実施する「事業を中心とするデューデリジェンス」及び「財務を中心とするデューデリジェンス」について、外部委託することができます。

## よくあるご質問(FAQ)

### 金融機関からのご質問

#### Q3-1【金融機関としての利用メリット】

金融機関としてこの制度の利用のメリットはなんですか？

A. たとえば、従来、中小企業金融円滑化法に基づきリスク等の対応をしてきた事業者に対して、外部専門家を活用して経営改善計画策定支援を実施し、当該計画に基づいてその進捗状況をモニタリングすることにより、コンサルティング機能を発揮し、実践することができます。

#### Q3-2【経営改善計画における金融支援の内容】

この制度における金融支援とはなんですか？

A. 経営改善計画における金融支援には、リスク等のほか新規融資を含みます。ただし、金融機関調整を行うことを前提とせず、当初より新規融資のみを目的として計画策定を行う場合の利用申請は、支援センター事業の費用負担の対象とはなりません。したがって、新規融資を含む経営改善計画のうち、支援センター事業の費用負担の対象となるのは、新規融資を含む経営改善計画について他行（信用保証協会を含む）との金融調整を行い、経営改善の実施に必要な範囲で全金融機関が同意した場合となります。

#### Q3-3【新規融資の取り扱い】

Q3-2における新規融資の取り扱いについて教えてください。

A. 支援センター事業の対象事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者であり、新規融資については、金融調整の結果、他の金融支援（条件変更等）とともに実施するなど、既存の借入金の月々の返済負担が軽減される金融支援がなされることが前提となります。したがって、新規融資については、既存の借入金の返済負担が軽減される他の金融支援とともに実施されるものや、返済負担が軽減される借換融資（Q3-4参照）に限り、支援センター事業の費用負担の対象となります。

## よくあるご質問(FAQ)

### Q3-4【借換融資の取り扱い】

借換融資の取り扱いについて教えてください。

A

借り換えのための新規融資（借換融資）については、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されるものは、本事業による費用負担の対象となりますが、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されないものは、本事業による費用負担の対象とはなりません。

＜経営改善計画策定支援事業に係る留意事項＞ 平成25年7月10日 中小企業庁事業環境部金融課

#### ○金融支援（新規融資の取扱い）について

「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」のよくあるご質問（FAQ）、Q3-2において、「経営改善計画における金融支援は、リスク等のほか新規融資を含みます。ただし、金融機関調整を行うことを前提とせず、当初より新規融資のみを目的として計画策定を行う場合の利用申請は、支援センター事業の費用負担の対象とはなりません。」と記載しています。

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の対象事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者であり、ここでいう「新規融資のみ…は、…対象とはなりません」との記述の趣旨は、新規融資については、他の金融支援（条件変更等）とともに実施するなど、既存の借入金の月々の返済負担を軽減した上で実施されるもののみが対象となるということです。

なお、借り換えのための新規融資（借換融資）については、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されるものは、本事業による費用負担の対象となりますが、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されないものは、本事業による費用負担の対象とはなりません。

また、支払申請にあたっては、支払申請書の「8. その他」に経営改善計画に織り込まれた金融支援の概要を記載してください。

### Q3-5【主要金融機関の役割】

主要金融機関と連名で利用申請をすることになっていますが、主要金融機関とは誰でしょうか？

A. 主要金融機関（メイン行又は準メイン行）であるかは、形式的な判断ではなく、実情に応じて判断されます。

## よくあるご質問(FAQ)

### Q3-6【当行のみの取引先への利用】

当行のみの一行取引先でもこの制度の利用が可能でしょうか？

A. 支援対象となります。ただし、そのような事業者は、通常、信用保証協会の保証付きの融資を受けていると想定されるため、その場合は、金融支援について金融機関と信用保証協会の同意が必要となります。

### Q3-7【金融機関が行うサポート業務】

当行は認定支援機関でもあります。金融機関が行うさまざまなサポート業務についてもこの制度による費用の助成の対象になるのでしょうか？

A. 対象となる可能性があります。認定支援機関は、経営改善計画策定支援業務が有償で実施する業務に含まれるとする場合は、認定支援機関は業務内容とその費用についての関係を整理し、支援センター事業における請求費用との整合性を支援センターに説明する必要があります。

なお、融資を行っている金融機関又はその金融機関の子会社が、融資先の事業者に対して経営改善計画策定支援を行う場合についても、上記と同様の取り扱いとなります。

### Q3-8【経営改善計画の水準】

この制度に基づいて経営改善計画が提出された場合、その計画内容に対する数値基準等はあるのでしょうか？

A. 経営改善計画の内容については、その計画によって金融機関から条件変更等の金融支援を得ること以外に、特に要件は定めておりません。このため、必ずしも、金融検査マニュアルにおける実抜計画や合実計画に該当する内容とする必要もありません。

### Q3-9【金融機関調整の実施者】

金融機関との調整が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか？

A. 計画の修正を行うなどして、金融調整を凶ってもなお金融機関からの同意を得ることが困難なことが想定される事案等については、中小企業再生支援協議会が案件を引き継いで計画策定支援をすることができる場合があります。中小企業再生支援協議会にご相談ください。

## よくあるご質問(FAQ)

### その他のご質問

Q4-1 【本制度の申請期限】  
この制度の申請期限はあるのでしょうか？

A. 本事業は、予算上の制約から現時点においては、平成25年度末までの支出を対象としています。平成26年度以降の経費については、支出対象とする方向で検討を進めており、支出可能となった段階で支援センターから連絡する予定です。

なお、経営改善計画策定支援業務終了（モニタリング費用についてはそれぞれ実施）後に支払申請を行うことになっていますが、設定された予算額に達し次第終了となります。

Q4-2 【利用申請の窓口】  
この制度を利用したい場合どこに相談すればよいのでしょうか？

A. 各地の経営改善支援センターの相談・申請窓口にご相談ください。  
また、経営改善支援センターに加え、（独）中小企業基盤整備機構の9地域本部（北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都港区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市、福岡県福岡市）に窓口を新たに設置しました。  
連絡先は次頁の「全国の経営改善支援センター等一覧」をご覧ください。

# 全国の経営改善支援センター等一覧

センター名	設置主体	郵便番号	住所	電話番号
経営改善支援センター (全国本部)	(独法)中小企業基盤整備機構	105-8453	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-5470-1840
北海道経営改善支援センター	札幌商工会議所	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6階	011-232-0217
青森県経営改善支援センター	(公財)21あおり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1024
岩手県経営改善支援センター	盛岡商工会議所	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル104号室	019-601-5075
宮城県経営改善支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-9310
秋田県経営改善支援センター	秋田商工会議所	010-0951	秋田市山王2丁目1番40号田口ビル4階	018-896-6153
山形県経営改善支援センター	(公財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階	023-647-0674
福島県経営改善支援センター	(公財)福島県産業振興センター	960-8034	福島市置賜町1-29 佐平ビル9階	024-573-2563
茨城県経営改善支援センター	水戸商工会議所	310-0803	水戸市城南1-2-43 NKCビル	029-302-7550
栃木県経営改善支援センター	宇都宮商工会議所	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館	028-610-0310
群馬県経営改善支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027-226-6566
埼玉県経営改善支援センター	さいたま商工会議所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5階	048-862-3100
千葉県経営改善支援センター	千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館	043-227-0251
東京都経営改善支援センター	東京商工会議所	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2	03-3283-7575
神奈川県経営改善支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター	045-633-5148
新潟県経営改善支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル	025-246-0093
長野県経営改善支援センター	(公財)長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター	026-217-6382
山梨県経営改善支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨	055-244-0070
静岡県経営改善支援センター	静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8	054-275-1880
愛知県経営改善支援センター	名古屋商工会議所	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7階	052-228-6128
岐阜県経営改善支援センター	岐阜商工会議所	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所ビル3階	058-214-4171
三重県経営改善支援センター	(公財)三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル5階	059-253-4300
富山県経営改善支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル2階	076-441-2134
石川県経営改善支援センター	(財)石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階	076-267-4974
福井県経営改善支援センター	福井商工会議所	918-8580	福井市西木田2-8-1	0776-33-8289
滋賀県経営改善支援センター	大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 9階	077-522-0500
京都府経営改善支援センター	京都商工会議所	604-0862	京都市中京区烏丸通夷川上 京都商工会議所ビル6階	075-221-2678
奈良県経営改善支援センター	奈良商工会議所	630-8586	奈良市登大路町36-2	0742-24-7034
大阪府経営改善支援センター	大阪商工会議所	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8	06-6944-6481
兵庫県経営改善支援センター	神戸商工会議所	650-8543	神戸市中央区港島中町6-1	078-303-5856
和歌山県経営改善支援センター	和歌山商工会議所	640-8567	和歌山市西汀丁36	073-422-1113
鳥取県経営改善支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1	0857-52-6733
島根県経営改善支援センター	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階	0852-23-0867
岡山県経営改善支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4階	086-286-9704
広島県経営改善支援センター	広島商工会議所	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5階	082-228-3006
山口県経営改善支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口8階	083-921-8039
徳島県経営改善支援センター	徳島商工会議所	770-0865	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3階	088-679-4090
香川県経営改善支援センター	高松商工会議所	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館3階	087-813-2336
愛媛県経営改善支援センター	松山商工会議所	790-0067	松山市大手町1-11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル3階	089-913-7505
高知県経営改善支援センター	高知商工会議所	780-0834	高知市堺町26-1 高知中央第一生命ビル2階	088-823-7933
福岡県経営改善支援センター	福岡商工会議所	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル8階	092-441-1234
佐賀県経営改善支援センター	佐賀商工会議所	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会議所5階	0952-24-3864
長崎県経営改善支援センター	長崎商工会議所	850-0032	長崎市興善町4-5 カクヨウBLD1階	095-895-7300
熊本県経営改善支援センター	熊本商工会議所	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10 商工会議所ビル5階	096-356-0020
大分県経営改善支援センター	大分県商工会連合会	870-0023	大分市長浜町3-15-19 大分商工会館2階	097-574-6805
宮崎県経営改善支援センター	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンシアター番館(KITENビル)7階	0985-33-9115
鹿児島県経営改善支援センター	鹿児島商工会議所	892-8588	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8階	099-225-9123
沖縄県経営改善支援センター	那覇商工会議所	900-0033	那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所内	098-867-6760
中小機構北海道本部	経営支援課	060-0002	札幌市中央区北2条西1-1-7 ORE札幌ビル6階	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	980-0811	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	105-0001	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-5470-1620
中小機構北陸本部	経営支援課	920-0031	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	460-0003	名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	540-0008	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンドイズマートビル11階	06-6910-3866
中小機構中国本部	経営支援課	730-0013	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	760-0019	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	812-0038	福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		901-0152	那覇市宇小嶽1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566

平成25年7月10日作成版